

第 1788 回 (6 月 15 日)
移行体制下ブルガリア農業の課題と展望

(ブルガリア国内・国際経済大学)
ディミタール テルジエフ

本報告は、計画経済から市場経済への体制移行下ブルガリアの最重要問題である農地の旧所有者への返還、集団農場の解体・再編を中心に、ブルガリア農業の課題を整理した。

ブルガリア共和国はバルカン半島に位置し、北はルーマニア、東は黒海、南はトルコ、ギリシャ、西はユーゴスラビア、マケドニアと接し、面積 11 万 km²、人口 850 万人(1992 年)の小国である。対日貿易構造は、日本へアルミニウム、鉄・非鉄金属製品、食料品を輸出、日本から電子機器などの機械機器を輸入している。農業は GDP の 13%、雇用の 24%、輸出の 22% (1995 年) を占める重要な産業である。主要作物は、小麦、大麦、トウモロコシ、ヒマワリ、ブドウ、タバコ。輸出農産品として、香水の原料となるローズオイル (世界第 1 位)、葉タバコ、ワイン (近年対日輸出の伸びが著しい) が有名であるが、高品質なヨーグルト、白チーズ、生鮮野菜・果実も対 EU に供給している。

ブルガリアは他の中・東欧諸国と同様、1989 年末のジフコフ社会主義体制崩壊以降、計画経済から市場経済体制への移行を進めている。農業においては、実質的に国有化されていた農地の旧所有者への返還、大規模集団農場の解体・再編が最重要の課題となっている。

1991 年に、農地所有・利用法 (Law for Agricultural Land Ownership and Land Use) が成立した。同法の目的は、集団化された農地を 1946 年の土地所有法 (Law for Land Ownership) を規準として、元の所有者もしくはその相続人に返還することである。返還の手続きは 301 の自治体土地委員会 (Municipal Land Commission) を通じてな

される。土地の物理的境界が当時のまま残されている場合はそのまま、土地の形状が変化して境界が特定できない場合は、面積と質が等しい他の地片を再配分することとした。返還手続きの概略は以下のようである。

申請者は集団化以前の土地証書、集団農場への参加申請書などの証明書類、それがない場合は公正証書を添えて土地委員会へ返還の申し立てを行う。申し立てが正当と判断され、土地区画が不変ならば決定はすぐに下される。境界が変わってしまっている場合、一定の整理区域 (Territory Belonging to Settlement と称され、全国で 4,811 区域あり平均 1,200 ha の広さを持つ、1992 年 8 月現在) 内で換地が行われる。同一申請者の権利が複数の区画に及ぶ場合は 1 か所にまとめられる。権利の正当性が認められれば、換地処理を待つ間暫定的な土地の利用を別途申請することができる。以上が 1991 年法の概要であるが、その後同法はめまぐるしい政権交代の度に改正されている。

1992 年 8 月までに、1,698,068 の個人が 5,165 千 ha (全農用地の 83%) に対して返還を申請した。元の所有権を証明する書類の欠如、所有者の死亡、住居の移転などにより権利関係を確定するのは容易なことではなく請求者間の紛争も多い。また、正確な地籍図を作成するための人材、予算も不足している。このように返還作業は困難を極めていた。1997 年末で上記請求面積の 68% (18.9% が旧境界線、48.1% が再配分) で返還が確定しているが、実際に権利証書が交付されているのは確定した所有者の 11.9% にすぎない。すなわちほとんどの農地は暫定的な権利関係にあり、土地市場は未展開のままで構造再編の妨げとなっているし、新たに経営を始めた個人農も担保能力がなく融資が受けられない状態にある。

(文責・横山繁樹)